

証券コード 6467

平成21年6月5日

株主の皆さまへ

京都府京田辺市薪北町田13番地

株式会社 ニチダイ

代表取締役社長 古屋 元 伸

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月24日（水曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会C I Kビル4階 キララホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第42期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nichidai.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における、当社の主要顧客業界である国内自動車産業は、上半期まではほぼ前年を上回る生産台数で推移していたものの、米国の金融危機に端を発した景気悪化の影響により、世界各地域の自動車販売台数が急減したため、在庫調整に迫られることになり、平成21年1月以降は記録的な生産台数の減少となっております。

このような状況のなか、ネットシェイプ事業の金型部門では、上半期まではほぼ当初の計画どおりの売上高で推移していたものの、下半期以降、景況悪化の影響で様相が変わり、国内外各地域における主要ユーザーが生産調整を始めたことから、第4四半期以降、急速な売上高の落ち込みとなりました。

また、精密鍛造品部門においても、スクロール鍛造品など自動車に関わる部品生産であることから、金型部門と同様の推移となり、ネットシェイプ事業の売上高は62億3千2百万円（前連結会計年度比17.4%減）となりました。

また、アッセンブリ事業においても、上半期は計画どおりの売上高で推移しましたが、V Gターボチャージャー部品の主力納入先となる欧州自動車市場が下半期以降急速に落ち込んだことから、売上高は28億1千1百万円（前連結会計年度比26.2%減）となりました。

フィルタ事業においては、他事業と比較し自動車関連に片寄っていないことから景況悪化の影響が少なかったことと、THAI SINTERED MESH CO., LTD. で生産、販売を行っている石油掘削用フィルターが増加したことから、売上高は13億5千万円（前連結会計年度比10.7%増）となりました。しかし、第4四半期以降、原油価格下落の影響による石油掘削用フィルターの生産減少や、国内市場における設備投資の大幅減少による影響が始まっております。

以上の結果、連結売上高は103億9千4百万円（前連結会計年度比17.4%減）となりました。

損益面におきましては、自動車産業の停滞によりネットシェイプ事業、アッセンブリ事業の売上高が第4四半期以降大幅に減少し、第4四半期では営業損失を計上したことから、営業利益は3億1千5百万円（前連結会計年度比73.9%減）、経常利益は1億9千万円（前連結会計年度比82.2%減）となりました。

また、米国子会社NICHIDAI AMERICA CORPORATIONの譲渡により特別損失を計上したため、税金等調整前当期純損失2億6千2百万円となりましたが、税務上の欠損金に税効果が認められ、繰延税金資産を計上したことから、当期純利益は2億5百万円（前連結会計年度比51.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は5億2千4百万円であり、その主なものはNICHIDAI (THAILAND) LTD. の土地・建物であります。

③ 資金調達状況

当連結会計年度における設備投資等の所要資金は、借入金及び自己資金により充たいたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

平成20年4月1日付で当社を分割会社とし、アッセンブリ事業を新設会社とする分社型の新設分割により、ニチダイプレジジョン株式会社を設立いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第39期 (平成17年度)	第40期 (平成18年度)	第41期 (平成19年度)	第42期 (当連結会計年度) (平成20年度)
受 注 高(百万円)	11,868	11,625	12,951	9,015
売 上 高(百万円)	10,795	12,095	12,577	10,394
経 常 利 益(百万円)	802	1,046	1,073	190
当 期 純 利 益(百万円)	369	543	422	205
1株当たり当期純利益	45円56銭	61円84銭	46円67銭	22円73銭
総 資 産(百万円)	11,277	12,060	11,738	11,522
純 資 産(百万円)	4,904	6,413	6,738	6,848
1株当たり純資産額	612円66銭	703円22銭	733円33銭	728円08銭

(注) 1. 第40期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 率	主 要 な 事 業 内 容
ニチダイフィルタ株式会社	3,000万円	100%	各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売
THAI SINTERED MESH CO., LTD.	6,000万バーツ	51%	焼結金属フィルタの製造・販売
ニチダイプレジジョン株式会社	31,000万円	100%	精密部品の組立及び開発・製造・販売
NICHIDAI (THAILAND) LTD.	22,000万バーツ	68.2%	精密部品の組立及び製造・販売

(4) 対処すべき課題

次期における当社の主要顧客業界である自動車産業では、年度前半において在庫調整が終了すると見られるものの、世界各地の自動車需要が本格的な回復には至らず、緩やかな生産の伸びになることが見込まれております。

一方、早期回復が見込まれる中国などの新興国における自動車市場への対応強化や、環境対応車の普及に向けた開発が進展することが予想されます。

このような状況のなか、当社グループにおいては、前期に引き続き上半期における景気回復は低調に推移するものの、下半期より段階的に回復していくと見込んでおり、各事業ともこのような厳しい経営環境を乗り切るべく方策を講じ、事業を推進してまいります。

ネットシェイプ事業においては、生産技術を強化することによるコスト削減や、前年に行った「ものづくり改革プロジェクト」の活動を引継ぎ、生産の「見える化」を推し進めることによる納期短縮などを行ってまいります。

また、当事業部内に特販部門を設立し、北米地区の米系部品メーカーと連携し、精密鍛造化が遅れている大型車用部品生産のための精密鍛造金型、精密鍛造品を扱ってまいります。

アッセンブリ事業では、原価低減プロジェクトを発足させ、生産の大幅な減少に伴う収益力の悪化に歯止めをかけるとともに、ガソリンターボ向けの次世代製品への取組に着手いたします。また、中長期的なターボチャージャーの市場状況を考慮し、NICHIDAI (THAILAND) LTD. においては、年度内の工場本格稼働を目指します。

また、フィルタ事業ではフィルターの新用途、新規顧客の開拓や、ステンレス以外の素材も含めた焼結炉の多角利用を模索することにより、既存需要の減少をカバーし、通期での黒字を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

精密金型の開発・製造・販売

精密鍛造品及びその関連する成形品の開発・製造・販売

各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売

精密部品の組立及び開発・製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

《当社》

本社：京都府京田辺市薪北町田13番地

営業所：熊谷営業所（埼玉県熊谷市）

浜松営業所（浜松市中区）

名古屋営業所（名古屋市千種区）

京都営業所（京都府綴喜郡宇治田原町）

岡山営業所（岡山県岡山市）

工場：宇治田原工場（京都府綴喜郡宇治田原町）

《ニチダイフィルタ株式会社》

本社：京都府綴喜郡宇治田原町禅定寺塩谷14番地

工場：宇治田原工場（京都府綴喜郡宇治田原町）

《ニチダイプレシジョン株式会社》

本社：京都府京田辺市薪北町田13番地

工場：宇治田原工場（京都府綴喜郡宇治田原町）

《THAI SINTERED MESH CO.,LTD.》

本社・工場：Saha Group Industrial Park, 99/8 Moo 5,

Tambol Pasak, Amphur Muang Lamphun 51000 Thailand

《NICHIDAI (THAILAND) LTD.》

本社・工場：Amata Nakorn Industrial Estate Phase 8

700/882 Moo 5 TB. Nhongkakha

Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
392名	5名減

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー（期中平均29名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
288名	34名減	34.5歳	11.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー（期中平均20名）は含んでおりません。

なお、平成20年4月1日付でニチダイプレシジョン株式会社を分社したため、当社の使用人数は減少しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,213,947千円
株式会社京都銀行	1,085,004
株式会社みずほ銀行	454,800

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,500,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,053,300株 |
| ③ 株主数 | 3,418名 |
| ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主 | |
- 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）
- 平成16年6月24日開催の株主総会の特別決議による新株予約権
- ・新株予約権の数
10個（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の目的である株式の数
1,000株
 - ・新株予約権の払込金額
無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 61,300円（1株当たり613円）
 - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 307円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年7月1日から平成21年6月30日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - a. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社国内子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、対象者が当社又は当社国内子会社の取締役を任期満了により退任した場合、当社又は当社国内子会社の従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
 - b. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

- c. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人による相続は認めないものとする。
- d. その他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当の対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	10個	1,000株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	古屋元伸	
常務取締役	西村 讓	特販事業統括
常務取締役	藤本光洋	ネットシェイプ事業統括兼管理本部長
取締役	瀬川秀実	国内営業ゼネラルマネージャー ニチダイプレジジョン株式会社 代表取締役社長
取締役	島崎 定	NICHIDAI (THAILAND) LTD. 社長
取締役	畑中 恵二	海外営業ゼネラルマネージャー ニチダイフィルタ株式会社代表取締役社長
取締役	平岩 益夫	THAI SINTERED MESH CO., LTD. 社長
監査役(常勤)	萩野雅章	
監査役	小原正敏	弁護士
監査役	堤 昌彦	堤公認会計士事務所所長 友朋監査法人 代表社員

- (注) 1. 監査役小原正敏氏及び監査役堤 昌彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役堤 昌彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	7名	101,238千円
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	18,720 (5,850)
合計	10	119,958

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成9年6月26日開催の第30期定時株主総会において年額400,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月26日開催の第30期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)及び当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役小原正敏氏は、日本ペイント株式会社、株式会社テクノアソシエの社外監査役、監査役堤昌彦氏は、東洋シャッター株式会社の社外監査役を兼務しております。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 小原 正敏	当事業年度に開催された取締役会15回のうち10回に出席し、監査役会16回のうち11回に出席いたしました。主に法律分野の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 堤 昌彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回に出席し、監査役会16回のうち12回に出席いたしました。主に企業会計の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,550千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制アドバイザー業務を受けております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役が役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、取締役管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務・広報グループがコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定している。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に取締役管理本部長を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、取締役管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理する。

全社的なリスクを総括的に管理する部門は総務・広報グループとし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門ごとのリスク管理体制を確立する。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役管理本部長を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は当社の取締役管理本部長が統括する。取締役管理本部長は、円滑な情報交換とグループ活動を促進する為、必要に応じて関係会社連絡会議を開催する。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図る為、関係会社の取締役社長が統括管理する。関係会社の取締役社長は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営会議において報告する。

監査役と内部監査室は、定期又は臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会及び関係会社連絡会議に報告する。

取締役会及び関係会社連絡会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員又は総務グループ員を、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び内部監査室長の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規則」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会及び経営会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

連結損益計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	10,394,934
売上原価	8,395,736
売上総利益	1,999,198
販売費及び一般管理費	1,683,957
営業利益	315,241
営業外収益	44,338
受取利息	5,024
受取配当金	359
その他	38,954
営業外費用	168,780
支払利息	76,991
その他	91,789
経常利益	190,798
特別利益	30,341
固定資産売却益	1,011
投資有価証券売却益	9,726
貸倒引当金戻入額	19,603
特別損失	483,277
固定資産除売却損	18,258
関係会社整理損	172,534
関係会社株式売却損	177,857
減損損	81,406
投資有価証券評価損	26,306
その他	6,914
税金等調整前当期純損失	△262,138
法人税、住民税及び事業税	60,897
法人税等調整額	△537,159
少数株主利益	8,368
当期純利益	205,755

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	1,429,921	1,192,857	4,017,097	△971	6,638,904
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△144,827		△144,827
当期純利益			205,755		205,755
自己株式の取得				△58	△58
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	60,927	△58	60,868
平成21年3月31日 残高	1,429,921	1,192,857	4,078,025	△1,030	6,699,773

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定 調 整	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年3月31日 残高	8,381	△9,335	△954	100,051	6,738,002
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△144,827
当期純利益					205,755
自己株式の取得					△58
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△8,332	△100,129	△108,462	157,730	49,267
連結会計年度中の変動額合計	△8,332	△100,129	△108,462	157,730	110,136
平成21年3月31日 残高	48	△109,465	△109,416	257,782	6,848,138

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称
ニチダイフィルタ株式会社
THAI SINTERED MESH CO., LTD.
ニチダイプレシジョン株式会社
NICHIDAI (THAILAND) LTD.

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 NICHIDAI ASIA CO., LTD.

非連結子会社であるNICHIDAI ASIA CO., LTD. は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しました。

- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社であるNICHIDAI ASIA CO., LTD. は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲より除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

ニチダイプレシジョン株式会社、NICHIDAI (THAILAND) LTD. は、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含めております。

また、NICHIDAI AMERICA CORPORATIONは、平成21年3月に当社が保有する株式を全て譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

なお、連結計算書類の作成に当たっては、平成20年12月31日をみなし売却日として、連結損益計算書を作成しております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社2社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。国内連結子会社2社の事業年度の末日は3月31日であります。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・仕掛品

金型

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

精密鍛造品・

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

アセンブリ品

フィルタ

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、焼結原板については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・原材料

なお、在外連結子会社は先入先出法による低価法移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ62,390千円減少し、税金等調整前当期純損失は同額増加しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 4年～11年

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、機械装置については法人税法の改正を契機として見直しを行い、当連結会計年度より、耐用年数の短縮を行っております。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ13,762千円減少し、税金等調整前当期純損失は同額増加しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. 繰延資産

株式交付費

3年による定額法により按分した額を費用処理しております。

社債発行費

3年による定額法により按分した額を費用処理しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

事前評価及び事後評価は、比率分析等の方法によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社は、税抜方式を採用しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、当連結会計年度では通常の売買取引に係るリース取引はございません。

また、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しておりますが、連結決算上必要な修正は該当ありませんでした。

3. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 担保提供資産とその対応債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,073,836千円
土地	1,488,224千円
計	2,562,061千円

② 担保資産に対応する債務

長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	958,343千円
---------------------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,121,380千円

(3) 偶発債務

当社及び国内連結子会社の従業員の住宅貸付金制度による金融機関からの借入金に対する保証

保証差入先：株式会社三菱東京UFJ銀行	3,008千円
---------------------	---------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,053,300株	一株	一株	9,053,300株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,504株	139株	一株	1,643株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加139株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

イ. 平成20年6月25日開催の第41期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 72,414千円
- ・ 1株当たり配当額 8円
- ・ 基準日 平成20年3月31日
- ・ 効力発生日 平成20年6月26日

ロ. 平成20年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 72,413千円
- ・ 1株当たり配当額 8円
- ・ 基準日 平成20年9月30日
- ・ 効力発生日 平成20年12月1日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年6月24日株主総会特別決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	103,500株
新株予約権の残高	1,035個

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 728円08銭
- (2) 1株当たり当期純利益 22円73銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,286,700	流動負債	1,160,118
現金及び預金	1,139,647	買掛金	63,330
受取手形	474,955	短期借入金	769,603
売掛金	872,352	一年内償還予定社債	10,000
製成品	218,645	未払金	172,314
原材料	32,669	未払法人税等	12,500
仕掛品	110,043	未払費用	3,718
貯蔵品	41,711	前受金	36,288
前払費用	12,809	賞与引当金	87,914
繰延税金資産	44,853	その他の	4,450
その他貸倒引当金	341,562	固定負債	1,842,091
固定資産	6,019,972	社債	1,000,000
有形固定資産	4,346,211	長期借入金	833,744
建物	1,297,997	退職給付引当金	8,347
構築物	257,678	負債合計	3,002,210
機械及び装置	1,024,873	純資産の部	
車両運搬具	22,498	株主資本	6,312,910
工具、器具及び備品	108,522	資本金	1,429,921
土地	1,634,640	資本剰余金	1,192,857
無形固定資産	30,964	資本準備金	1,192,857
電話加入権	4,091	利益剰余金	3,691,162
ソフトウェア	13,211	利益準備金	55,000
水道施設利用権	13,661	その他利益剰余金	
投資その他の資産	1,642,796	別途積立金	3,330,000
投資有価証券	45,205	繰越利益剰余金	306,162
関係会社株式	857,400	自己株式	△1,030
長期貸付金	1,778	評価・換算差額等	48
繰延税金資産	591,643	その他有価証券評価差額金	48
保険積立金	83,442	純資産合計	6,312,959
その他貸倒引当金	63,378	負債・純資産合計	9,315,169
繰延資産	△52		
株式交付費	8,497		
社債発行費	987		
	7,509		
資産合計	9,315,169		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	5,904,343
売 上 原 価	4,594,155
売 上 総 利 益	1,310,188
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,132,778
営 業 利 益	177,410
営 業 外 収 益	21,415
営 業 外 費 用	109,214
経 常 利 益	89,611
特 別 利 益	24,100
固 定 資 産 売 却 益	255
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9,726
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	14,118
特 別 損 失	461,299
固 定 資 産 除 売 却 損	17,567
関 係 会 社 整 理 損	172,534
関 係 会 社 株 式 売 却 損	102,943
関 係 会 社 株 式 評 価 損	135,033
投 資 有 価 証 券 評 価 損	26,306
そ の 他	6,914
税 引 前 当 期 純 損 失	△347,587
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,627
法 人 税 等 調 整 額	△528,919
当 期 純 利 益	173,704

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成20年3月31日 残高	1,429,921	1,192,857	1,192,857	55,000	3,330,000	277,286	3,662,286	△971	6,284,092
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△144,827	△144,827		△144,827
当期純利益						173,704	173,704		173,704
自己株式の取得								△58	△58
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	28,876	28,876	△58	28,817
平成21年3月31日 残高	1,429,921	1,192,857	1,192,857	55,000	3,330,000	306,162	3,691,162	△1,030	6,312,910

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日 残高	8,381	8,381	6,292,474
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△144,827
当期純利益			173,704
自己株式の取得			△58
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	△8,332	△8,332	△8,332
事業年度中の変動額合計	△8,332	△8,332	20,484
平成21年3月31日 残高	48	48	6,312,959

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。移動平均法による原価法を採用しております。
 - ・時価のないもの
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・製品・仕掛品
 - 金型 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - 精密鍛造品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(会計方針の変更)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ53,046千円減少し、税引前当期純損失は同額増加しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	31年～50年
機械及び装置	10年～11年

(追加情報)

機械装置については法人税法の改正を契機として見直しを行い、当事業年度より、耐用年数の短縮を行っております。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ5,328千円減少し、税引前当期純損失は同額増加しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 繰延資産の処理方法
株式交付費
3年による定額法により按分した額を費用処理しております。
社債発行費
3年による定額法により按分した額を費用処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
 - ③ ヘッジ方針 金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法 事前評価及び事後評価は、比率分析等の方法によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 重要な会計方針の変更

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、当事業年度では通常の売買取引に係るリース取引はございません。

また、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 担保提供資産とその対応債務

① 担保に供している資産

建物	1,073,836千円
土地	1,488,224千円
計	2,562,061千円

② 担保資産に対応する債務

長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	958,343千円
---------------------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,383,043千円

(3) 偶発債務

- ① 当社及び国内関係会社の従業員の住宅貸付金制度による金融機関からの借入金に対する保証

保証差入先：株式会社三菱東京UFJ銀行 3,008千円

- ② ニチダイフィルタ株式会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

保証差入先：株式会社みずほ銀行 61,600千円

：株式会社京都銀行 40,000千円

- ③ THAI SINTERED MESH CO., LTD. の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

保証差入先：株式会社三菱東京UFJ銀行 45,607千円

(500千US\$)

47,197千円

(18,152千THB)

- ④ ニチダイプレシジョン株式会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

保証差入先：株式会社三菱東京UFJ銀行 466,000千円

：株式会社みずほ銀行 350,000千円

：株式会社京都銀行 100,000千円

- (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 76,102千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 営業取引 (売上高) 103,588千円
(仕入高) 4,811千円
(その他) 225,600千円
- ② 営業外取引 (受取利息) 2,588千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,504株	139株	一株	1,643株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加139株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	40,154千円
未払事業税	2,233千円
貸倒引当金	1,046千円
繰越欠損金	568,826千円
減損損失	28,446千円
その他	37,572千円
小計	678,279千円
評価性引当額	△41,748千円
合計	636,530千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△33千円
小計	△33千円
繰延税金資産の純額	636,497千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ① 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	245,966千円	133,743千円	112,222千円
合計	245,966	133,743	112,222

- ② 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	57,291千円
1年超	57,061千円
合計	114,352千円

- ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	74,246千円
減価償却費相当額	69,569千円
支払利息相当額	3,429千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ニチダイフィ ルタ(株)	100.0	役員の兼任	・子会社債務の保証	101,600	—	—
子会社	THAI SINTERED MESH CO.,LTD.	51.0	役員の兼任	・子会社債務の保証	92,804	—	—
子会社	ニチダイプレ ンジョン(株)	100.0	役員の兼任	・子会社債務の保証	916,000	—	—

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

697円44銭

(2) 1株当たり当期純利益

19円19銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

株式会社ニチダイ
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 松尾 雅芳 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中本 眞一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 秦 一二三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチダイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチダイ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

株式会社ニチダイ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 松尾 雅 芳 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中本 眞 一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 秦 一 二 三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチダイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

株式会社ニチダイ 監査役会

監査役(常勤) 萩野雅章 ㊟

監査役 小原正敏 ㊟

監査役 堤昌彦 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

1. 変更の理由

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条（条文省略） 第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条（条文省略） <u>（株券の発行）</u> 第7条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u>	第1章 総 則 第1条～第5条（現行どおり） 第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条（現行どおり） （削除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② <u>当社は第7条の規定に係わらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、<u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会、監査役会</p> <p>第18条～第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>第28条～第31条 (条文省略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第13条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会、監査役会</p> <p>第17条～第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>第27条～第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名は、本総会終結をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
1	古屋元伸 (昭和30年9月21日生)	平成10年3月 当社入社 平成10年4月 当社総務部長 平成11年4月 当社営業統括 平成11年6月 当社取締役 平成12年4月 当社営業本部長兼営業企画室長 平成13年6月 当社代表取締役副社長 平成14年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成20年4月 ニチダイプレジジョン株式会社 代表取締役社長	62,200株
2	西村 謙 (昭和25年3月3日生)	昭和43年3月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役(現任) 平成11年6月 当社専務取締役 平成12年4月 当社技術開発本部長 平成13年4月 当社事業統括兼ネットシェイプ事業部長 平成14年4月 当社事業統括兼技術開発ゼネラルマネージャー 平成16年4月 当社事業統括兼金型生産ゼネラルマネージャー 平成16年7月 当社事業統括 平成17年8月 当社事業統括兼 NICHIDAI AMERICA CORPORATION社長 平成18年4月 NICHIDAI AMERICA CORPORATION社長 平成19年10月 当社金型事業統括 平成20年4月 当社ネットシェイプ事業統括 平成21年3月 当社特販事業統括(現任) 平成21年4月 NICHIDAI U. S. A. CORPORATION 社長(現任)	74,352株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
3	藤 本 光 洋 (昭和25年1月7日生)	平成3年3月 当社入社 平成8年4月 当社経理部長 平成9年6月 当社取締役 平成13年4月 当社総務部長 平成14年4月 当社常務取締役(現任) 平成14年4月 当社管理統括ゼネラルマ ネージャー 平成16年7月 当社管理統括 平成19年4月 管理・金型事業担当 平成19年10月 当社管理統括 平成20年4月 当社管理本部長 平成21年3月 当社ネットシェイプ事業統 括兼管理本部長(現任)	24,000株
4	瀬 川 秀 実 (昭和29年1月19日生)	昭和47年3月 当社入社 平成8年4月 当社営業部長 平成14年4月 当社金型営業ゼネラルマ ネージャー 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成15年6月 NICHIDAI AMERICA CORPORATION社長 平成17年8月 当社総務ゼネラルマネー ジャー 平成18年4月 当社管理統括 平成19年10月 当社国内営業ゼネラルマ ネージャー 平成21年4月 当社ネットシェイプ事業 国内営業ゼネラルマネー ジャー(現任)	25,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 する 当社株式数
5	島 崎 定 (昭和25年10月27日生)	昭和63年4月 当社入社 平成10年4月 当社精鍛部長 平成12年4月 当社システム開発部長 平成13年4月 当社アッセンブリ部長 平成14年4月 当社部品事業ゼネラルマ ネージャー 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成18年4月 当社部品事業統括 平成19年4月 アッセンブリ事業兼技術開 発統括 平成20年4月 ニチダイプレシジョン株式 会社 副社長 平成21年3月 ニチダイプレシジョン株式 会社 代表取締役社長(現 任) 平成21年3月 NICHIDAI (THAILAND) LTD. 社長(現任)	23,900株
6	畑 中 恵 二 (昭和26年1月6日生)	昭和51年6月 当社入社 平成8年4月 当社営業部熊谷営業所長 平成13年4月 当社営業部関東支店長 平成15年6月 当社金型営業ゼネラルマ ネージャー兼関東支店長 平成17年4月 当社金型営業ゼネラルマ ネージャー 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成18年4月 当社金型事業統括 平成19年10月 当社海外営業ゼネラルマ ネージャー(現任) 平成20年7月 NICHIDAI ASIA CO., LTD. 社長(現任)	10,700株

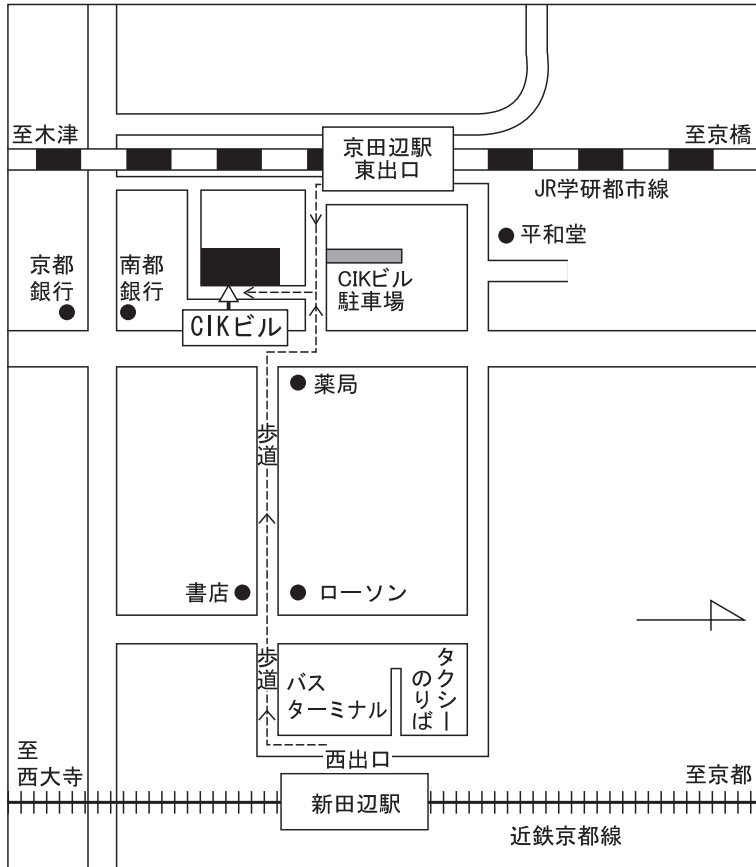
候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
7	平 岩 益 夫 (昭和23年5月30日生)	平成15年4月 当社入社 平成15年4月 当社管理統括付 平成16年4月 ニチダイフィルタ株式会社 取締役副社長 平成17年5月 ニチダイフィルタ株式会社 代表取締役社長 (現任) 平成18年6月 当社取締役 (現任) 平成19年2月 THAI SINTERED MESH CO., LTD. 社長 (現任)	10,700株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会C I Kビル4階 キララホール



交通機関 近鉄京都線「新田辺」駅、西出口から徒歩約5分。

JR学研都市線「京田辺」駅、東出口から徒歩約1分。